# 令和9・10年度入札参加資格格付申請手引き（主観点数に係るもの）

松江市財政部　契約検査課

松江市の入札参加資格申請に併せ、土木一式工事及び建築一式工事については格付区分を行います。
この手引きは、格付申請における主観点数に関する提出書類についての説明書です。
格付審査申請書の提出がない場合は、主観点数の加算は行いません。

1. 格付対象業種

土木一式工事、建築一式工事

2. 格付方法

格付区分は経営事項審査における各業種の総合評定値（Ｐ点）と松江市建設工事入札参加資格者格付要領に規定する主観点数とを合計した総合点数に基づき行います。

なお、総合評定値は、令和9年1月1日時点で有効かつ最新の経営事項審査結果通知書に記載の数値とします。

3. 主観点数加算対象者

格付対象業種の入札参加資格認定者のうち、建設業法に規定する主たる営業所を松江市内に有する事業者のみ、主観点数を加算します。

4. 申請受付期間

令和8年11月2日（月）から令和9年1月18日（月）まで

※ただし、土日・祝日・12月28日から1月3日までは除きます。

※入札参加資格申請の申請受付期間と同一です。

**※郵便または信書便による場合は期限日消印有効としますが、それ以外の場合は期限内必着とします。**

5. 申請書の提出

・提出先　　〒690－8540　島根県松江市末次町86番地
松江市財政部契約検査課　宛

・提出方法

入札参加資格申請個別添付書類と合わせて送付してください。
格付申請の書類をクリップ等でまとめてください。
個別添付書類と一緒に綴じないでください。

6．添付書類

格付申請の主観点数加算に必要な書類は次のとおりです。申請業種により提出書類が異なります。

複数の業種について申請する場合は申請書及び添付資料は1部で結構です。

| 番号 | 提出書類 | 業種 | |
|---|---|---|---|
| | | 土木 | 建築 |
| 1 | 松江市建設工事入札参加資格者格付審査申請書（様式第1号） | 共通 | |
| 2 | ＣＰＤＳ取得数確認資料 | ○ | ― |
| 3 | ＣＰＤ取得数確認書類（様式2-1、2-2号） | ― | ○ |
| 4 | 松江市優良建設工事等表彰の表彰状の写し | ○ | ○ |
| 5 | 障がい者雇用に関する確認書類 | ○ | ○ |
| 6 | 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第12条に規定する一般事業主行動計画書の写し | ○ | ○ |
| 7 | こっころカンパニー認定証の写し | ○ | ○ |
| 8 | 女性活躍推進法（平成27年法律第64号）第8条に規定する一般事業主行動計画書の写し | ○ | ○ |
| 9 | 労働安全対策実施状況確認資料 | ○ | ○ |
| 10 | 「建設業退職金共済事業加入証明書」、「退職一時金制度導入を証明する書類」、「企業年金制度導入を証明する書類」、「法定外労働災害補償制度加入証明書」（１つでも無い場合は提出不要） | ○ | ○ |
| 11 | 雇用者関係調書（様式第3号） | ○ | ○ |
| 12 | 凍結防止剤散布業務又は除雪業務の委託契約書の写し | ○ | ― |
| 13 | 防災協定締結団体への加入証明書又は災害時地域貢献申告書（様式第4号） | ○ | ○ |
| 14 | 島根県地震被災建築物応急危険度判定士登録証の写し | ― | ○ |
| 15 | ボランティア活動実績報告書（様式第5号） | ○ | ○ |
| 17 | 松江市消防団協力事業所表示制度の認定証の写し | ○ | ○ |
| 18 | 松江市消防本部発行の証明書（「消防団員証明について」）の写し | ○ | ○ |
| 19 | 事業所として消防団活動への協力体制を整備している旨が記載してある書面（事業所が任意様式で作成したもので可） | ○ | ○ |
| 20 | 学校支援活動に関する証明書（様式第6号） | ○ | ○ |

※ 様式は、

「松江市ホームページ：入札契約情報」

https://www.city.matsue.lg.jp/soshikikarasagasu/zaiseibu_keiyakukensaka/nyusatsu_keiyaku/1/15053.html

からダウンロードしてください。

7．申請書の作成要領

（1）格付審査申請書

①申請者

土木一式工事又は建築一式工事のうち、入札参加資格申請を行う工種に「○」をつけてください。住所、商号又は名称、代表者氏名、電話番号及びファックス番号を記入し、申請者印を押印してください。

②主観的事項回答

主観点数項目の該当するものには「有」に、該当のないものは「無」に「○」をつけてください。主観点数項目の「有」に○を記入した項目については、下記（2）～（19）に示す添付書類を提出してください。

（2）主観点数項目

1）継続学習への取組状況

①ＣＰＤＳ取得数（土木一式工事のみ）

〔評価要件〕

令和3年11月1日から令和8年10月31日までにおける会社全体でのユニット数のトータルが100ユニット以上であることを評価

〔添付書類〕

（一社）全国土木施工管理技士会連合会で発行する学習履歴証明書（ユニット数の証明書）を添付してください。

②ＣＰＤ取得数（建築一式工事のみ）

〔評価要件〕

令和3年度から令和7年度までにおける会社全体での「研修による能力開発」の取得単位数の合計が50ユニット以上であることを評価

〔添付書類〕

「建築ＣＰＤ証明願（様式2-1号）」により（一社）島根県建築士会又は（公財）建築技術教育普及センターに証明を依頼し、証明されたものを「建築ＣＰＤ制度の取得単位数一覧表（様式2-2号）」に集計して提出してください。

証明願の申請者は、個人でも会社でもかまいません。

2）松江市優良建設工事等表彰の受賞実績

〔評価要件〕

令和4年度から令和8年度までにおける事業者として松江市優良建設工事等表彰の受賞したことを評価（表彰の部門は問わない）

〔添付資料〕

格付審査申請書に受賞年度を記入し、表彰状（写）を添付してください。

表彰状（写）はA4版とし、受賞者名がわかるようコピーしてください。

3）障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく障がい者の雇用状況

〔評価要件〕

① 障がい者の雇用義務がある場合であって法定雇用障がい者数の2倍以上の雇用をしていることを評価

雇用義務のある事業者が法定雇用義務数を満たしていない場合は減点評価

② 障がい者の雇用義務がない場合で雇用をしていることを評価

〔添付資料〕

① 申請日時点で障がい者の雇用義務のある事業者

・公共職業安定所に報告した障がい者雇用状況報告書（写）

② 障がい者の雇用義務はないが申請日時点で障がい者を雇用している事業者

・障がい者認定を証明するものの写し（本人の身体障害者手帳又は療育手帳等）

・直接的且つ恒常的な雇用を確認できるものの写し（雇用保険被保険者資格取得等確認通知書又は健康保険厚生年金標準報酬決定通知書等）

4）次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第12条に規定する一般事業主行動計画書の策定状況

〔評価要件〕

申請日時点で次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」が策定されていることを評価

策定義務のある事業者が策定していない場合は減点評価

〔添付書類〕

次世代育成支援対策推進法に基づいた「仕事と子育ての両立を図るために必要な雇用環境の整備について一般事業主行動計画を策定している」場合、一般事業主行動計画書の写し（労働局の受付印があるもの）を提出してください。

【お問合せ先：島根県労働局　雇用環境均等室　0852-31-1161】

5）こっころカンパニー認定状況

〔評価要件〕

一般事業主行動計画を策定している事業者で、申請日時点でしまね子育て応援企業「こっころカンパニー」の認定を受けていることを評価

〔添付書類〕

しまね子育て応援企業「こっころカンパニー」の認定証の写しを提出してください。

【お問合せ先：島根県子ども・子育て支援課　企画推進グループ　0852-22-6475】

6）女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）（以下「女性活躍推法」という。）第8条に規定する一般事業主行動計画書の策定状況

〔評価要件〕

申請日時点で女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」が策定されていることを評価、策定義務のある事業者が策定していない場合は減点評価

〔添付書類〕

女性活躍推進法に基づいた「女性の職業生活における活躍推進に必要な雇用環境の整備について一般事業主行動計画を策定している」場合、一般事業主行動計画書の写し（労働局の受付印があるもの）を提出してください。

【お問合せ先：島根県労働局　雇用環境均等室　0852-31-1161】

7）労働安全対策実施状況

〔評価要件〕**※①、②はそれぞれ評価します。**

① 建設業労働災害防止協会島根県支部に加盟し、かつ令和6年11月1日から令和8年10月31日までにおける同支部が主催する工事現場点検パトロールへの参加実績を評価

② 上記支部が実施する研修を修了していることを評価

〔添付書類〕

令和6年11月1日から令和8年10月31日までに、建設業労働災害防止協会島根県支部が実施した「安全衛生教育研修の修了証（写）」および雇用が確認できる書類を1名分添付して提出してください。

8）建設労働者の福利向上

〔評価要件〕

建退共加入・退職金制度導入・企業年金加入・法定外労災加入を全て取り組んでいることを評価

〔添付書類〕

経営事項審査時に提示した「建設業退職金共済事業加入証明書」、「退職一時金制度導入を証明する書類（加入証明書又は就業規則の写し）、「企業年金制度導入を証明する書類（加入証明書又は就業規則の写し）」、「法定外労働災害補償制度加入証明書」（写）が全て揃っている場合のみ提出してください。（４つのうち、１つでも無いものがあれば、提出は不要です。）

9）雇用確保の状況

〔評価要件〕**※①、②、③はそれぞれ評価します。**

① 若年者または女性の雇用…令和7年度から令和8年度までにおける、採用時点で29歳以下の者または女性（年齢制限なし）を新たに雇用し、申請日時点で引き続き雇用していることを評価（最大5名まで）

② 若年者または女性の継続雇用…令和7･8年度定期申請において上記①（採用対象年度：令和4～6年度）の加点を受けた者を、申請日時点で引き続き雇用していることを評価（最大5名まで）

③ 上記①②以外の継続雇用…労働者を令和8年11月1日以前の2カ年以上について継続して雇用し、申請日時点において引き続き雇用していることを評価（最大20名まで）

〔提出書類〕（上記①②③とも共通）

・雇用者関係調書（様式第3号）

・様式に記載した労働者全員の「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」若しくは「健康保険・厚生年金被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」の写し

〔作成要領〕

雇用者関係調書（様式第3号）に条件に該当する労働者の氏名、生年月日、雇用年月日、職種を記入してください。

（注意事項）

雇用に関する加点については従業員が対象であって、役員の方は対象になりませんので申請にあたってはご注意願います。

10）凍結防止剤散布業務または除雪業務委託の契約実績（土木一式工事のみ）

〔評価要件〕

令和6・7年度に国、県又は県内市町村との間で、凍結防止剤散布業務または除雪業務の契約実績があることを評価

〔添付書類〕

それぞれの年度に対し1通ずつ契約書の写しを添付してください。

11）防災協定締結団体への加入状況または緊急時対応実績

〔評価要件〕**※①または②のいずれかの評価となります。**

① 国、県または松江市と防災協定を締結している団体へ加入していることを評価

② 上記団体に加盟していない者で、令和6年11月1日から令和8年10月31日までにおける国、県または松江市からの要請を受けて災害時の緊急対応を行ったことを評価

〔添付資料〕

① 国、県または松江市と防災協定を締結している団体への加入証明書（令和8年11月1日現在の加入証明書の写し）を提出してください。

② 災害時地域貢献申告書（様式4号）を提出してください。

〔作成要領〕

災害時地域貢献申告書（様式4号）は、防災協定を締結している団体へ加入していない事業者で、令和6年11月1日から令和8年10月31日までの間に国、県または松江市の要請により災害対応を行った内容について記入し、発注者から証明を受けてください。

12）島根県地震被災建築物応急危険度判定士の雇用状況（建築一式工事のみ）

〔評価要件〕

島根県地震被災建築物応急危険度判定士を雇用していることを評価（最大2名まで）

〔添付資料〕

島根県地震被災建築物応急危険度判定士登録証（写）及び雇用を証明する書類（雇用保険被保険者資格取得等確認通知書又は健康保険厚生年金標準報酬決定通知書等）を提出してください。

13）道路環境保全・公園清掃・河川愛護ボランティア活動状況

〔評価要件〕

令和6年度から令和7年度における、松江市の道路環境保全業務ボランティア、公園清掃ボランティアまたは河川愛護団として1年間に2回以上（河川愛護団は1年間に1回以上）活動を行ったことを評価

〔作成要領〕

ボランティア活動実績報告書（様式第5号）に申請者名を記入し、実施した活動について実施年月日、活動場所、活動内容等を記入してください。延長等については延長距離、実施面積等を記入してください。不明な場合は記入不要です。内容についての関係機関の証明は不要です。

14）松江市消防団への協力状況

〔評価要件〕**※①または②のいずれかの評価となります。**

①申請日時点で松江市消防団協力事業所表示制度の認定を受けていることを評価

②申請日時点で松江市消防団員が１名以上在籍し協力体制が整っていることを評価

〔添付資料〕

①松江市消防団協力事業所表示証の写しを提出してください。

②松江市消防本部発行の証明書（「消防団員証明について」）の写し、雇用関係が確認できる書類（雇用保険被保険者資格取得等確認通知書又は健康保険厚生年金標準報酬決定通知書等）の写し、事業所として消防団活動への協力体制を整備している旨が記載してある書面（事業所が任意様式で作成したもので可）を提出してください。

15）学校支援活動の実績

〔評価要件〕

令和6年度から令和8年度までにおける、学校（小・中・義務教育・高校・高専・専門学校・短大・大学（但し、小・中・義務教育学校については、所在地が松江市内であるものに限る。））等に対し、支援活動（職場体験・職場見学・現場見学・インターンシップ・出前授業・講話等で、学校の証明があるもの）を行ったこと（複数の支援活動がある場合は、事業者の判断でそのうちの1つを選定）を評価

〔作成要領〕

学校支援活動の実績について、証明書（様式第6号）に学校長等代表者の証明を受けたものを、提出してください。

8．格付決定通知

申請された内容のほか、土木一式工事においては令和5年度から令和7年度まで、建築一式工事においては令和3年度から令和7年度までにおける松江市発注工事の工事成績評定、指名停止等の状況を踏まえ主観点数を算定し、客観点数に主観点数を加算した総合点数により格付を決定します。

なお、格付の決定通知は、入札参加資格認定通知に併せて令和９年３月下旬に行います。

9. 格付審査申請に関することについてのお問合せ先

松江市財政部契約検査課

ＴＥＬ：0852－55－5403

ＦＡＸ：0852－55－5570

Ｅ-mail：gyousya-touroku/atmark/city.matsue.lg.jp

（「/atmark/」の部分を「@」に変更してください。）